

行政文書非公開決定通知書

上 議 第 6 6 7 号

令和2年12月28日

様

上尾市議会



令和2年12月16日付けで請求のあった行政文書の公開については、上尾市情報公開条例第11条第3項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	畠山市長に対し、上尾市議会からさいたま地方検察庁に2019.12.25付けで告発がされたと思われます（[参考資料60596.pdf(ageo.lg.jp)より転記]）。 この告発について、その後の状況が把握できる文書・資料等。 (受付番号 2-0621)
公開できない理由	公にすることにより、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、上尾市情報公開条例第7条第5号の規定に該当し、公開できない。
行政文書を公開できる時期	
担当課	議会事務局 議事調査課 電話番号 048-775-9467
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市議会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市議会議長です。